

# 尼崎市内部統制基本方針

住民福祉の増進という地方公共団体の組織目的を達成し、市民の市政への信頼と満足度の向上を図るためには、適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務および行政運営を実現しなければならない。

今般進めようとする「内部統制」は新たな概念ではなく、現状の様々なリスク管理に係る取組を今一度、職員一人ひとりが認識するとともに、予防策の検討等の取組を進め、リスクに対する感度を向上させることで、ミス発生の予防に取り組むことにほかならない。

あわせて、単にミスが発生しないことを良しとするのではなく、ミスが発生した際は、その本質的な要因に真摯に向き合い、再発防止・改善につなげ、課題解決に至るプロセスを全庁的に共有し、当事者意識の向上を図ることで、ミスを教訓にできる組織を目指すものである。

また、内部統制を推進するために不可欠な「管理職のマネジメント力、職員の規範意識やモチベーションの向上」、「安易な前例踏襲ではなく、職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成」を目指すものである。

## 1 目的

### (1) 業務の効率的・効果的な遂行

事務を処理するにあたって最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めなければならないという地方自治法の趣旨を踏まえ、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行する。

### (2) 財務報告等の信頼性の確保

予算・決算の財務報告や施策の実施状況に関する報告等については、市民等に重要な影響を及ぼす可能性があることから、それらの情報の信頼性を確保する。

### (3) 事務に関する法令等の遵守

地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならないという地方自治法の趣旨を踏まえ、業務に関わる法令その他の規範を遵守する。

### (4) 資産の保全

有形の資産のほか、市民等に関する情報など無形の資産についても、その取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認のもと行うことで、資産の保全を図る。

2 対象事務

財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要のある事務を対象とする。

3 推進体制

全職員を対象として全庁横断的に取組を進めるため、市長を内部統制の総括責任者、総務局コンプライアンス推進課を事務局とする「尼崎市内部統制推進会議」を設置し、運用を図る。

4 内部統制報告書の公表

毎会計年度、内部統制の取組結果を公表する。

5 方針の見直し

取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行う。

令和6年4月1日

尼崎市長 松 本 眞